

## 1 策定趣旨等

### (1) 策定趣旨

- 公共施設等の老朽化の進行
- 人口減少や少子高齢化の進行に伴う利用ニーズの変化
- 厳しい県財政の状況 等

将来にわたる切れ目ないサービス提供のためにも、投資の重点化と限られた財源の有効活用が不可欠

### (2) 方針の期間

平成28年度～令和7年度(10年間)

### (3) 対象施設

県が所有・管理する全ての施設(建築物、インフラ施設、公営企業施設、地方独立行政法人)

## 2 公共施設等の老朽化の状況

### ① 建築物の状況(令和元年度末現在)

- 建物数は約4,030棟、施設数は460施設、延床面積約147万㎡
- 築50年以上の施設割合は、R1時点で13%程度だが、R7は約26%、R17年には約52%まで増加する見込み

### ② インフラ施設・公営企業施設の状況

- インフラ施設および公営企業施設においても、老朽化が進行しており、今後、想定耐用年数を経過する施設が大幅に増加する見込み

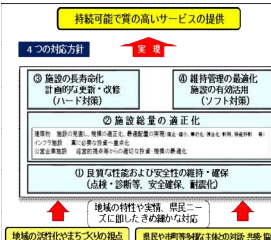
## 3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### ① 良質な性能および安全性の維持・確保

### ② 施設総量の適正化

### ③ 施設の長寿命化、計画的な更新・改修

### ④ 維持管理の最適化、施設の有効活用



## 4 これまでの主な取組状況

### ① 良質な性能および安全性の維持・確保(令和2年度)

■施設点検実施率 98%

### ② 施設総量の適正化

H27年度末 1,476,693㎡ → R2年度末 1,456,948㎡

### ③ 施設の長寿命化、計画的な更新・改修(令和2年度)

■予防保全 長期保全計画に基づく事業完了率 97%

■更新・改修 更新・改修方針に基づく事業完了率 73%

### ④ 維持管理の最適化、施設の有効活用(令和2年度)

■運営改善目標の達成状況

◇対象施設 147施設

100%以上達成 17施設 80%以上100%未満 109施設

50%以上80%未満 13施設 50%未満 8施設

## 5 策定後の状況変化等

### (1) 国の策定指針の改定等

総務省の指針改定および令和7年に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が本県で開催されることを契機に、ユニバーサルデザイン化の一層の普及を目指す。

### (2) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会に向けた取組

本県では、2050年「CO<sub>2</sub>ネットゼロ」を目指すこととし、その実現に向けた取組を通じて地域の持続的な発展をも実現する「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり」を推進する。

### (3) 県産木材の利用拡大に向けた取組

「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、公共建築物の木造化および木質化を促進し、積極的に滋賀県産木材を活用する。

### (4) 新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症による県の社会経済への変化が、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る影響について、適切に対応していく。

## 6 中間見直しのポイント

### (1) ユニバーサルデザイン化の推進方針

#### ① ユニバーサルデザイン化に向けた取組

共生社会の実現に向けて、公立施設の年齢、性別、能力、体格などの多様な違いを踏まえ、誰もが利用しやすい施設となるよう、必要かつ合理的な配慮の提供を適切に行うとともに、物理的・人的制約等の理由で代替性が乏しく、計画期間である令和7年度までに整備する必要性の高い施設について、国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、ユニバーサルデザイン化を推進。

#### ② 施設類型ごとの推進方針(例)

【庁舎等】障害の有無や、年齢、性別等を踏まえ、多様な方々に利用いただける公共施設等の実現に向けて、物理的・人的制約等の理由で代替性が乏しく、かつ令和7年度までに整備する必要性の高い施設から順次、エレベーター、トイレ等の改修を進める。

【道路施設】近江の道づくりマニュアル(案)に基づき、歩道等の整備を推進。  
【病院】患者や見舞客等が安全に移動できるよう、同一フロアでの段差解消、主要な出入口に自動扉の設置、主要な動線にはエレベーターおよびエスカレーターを複数基設置。今後とも、ユニバーサルデザイン化を推進。

### (2) CO<sub>2</sub>ネットゼロの推進方針

#### ① CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた取組

滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画で掲げる削減目標を達成するため、公共施設における機器の高効率化、高断熱化および再エネ導入等を促進する。

#### ② 施設類型ごとの推進方針(例)

【庁舎等】県庁率先行動の一環として、施設の省エネ化を推進するため、長寿命化対策の観点では、空調設備の熱源機器や冷却塔をはじめとした機器の高効率化を図る。施設の更新(建替)においては、計画の構想段階から、効率的・効果的な高断熱化、機器の高効率化、再エネ手法の導入を図る。

【流域下水道】下水汚泥の資源・エネルギー化活用、未利用地を活用した創エネルギーの検討、また、下水処理方式の変更や低動力型機器採用などの省エネルギー対策により、温室効果ガス排出削減を図る。  
【大学】環境負荷低減を図るため、省エネ機器材料の選定に努めるとともに、安らぎの景観を与えCO<sub>2</sub>を吸収する校内樹木の維持管理に努める。

### (3) 県産木材の利用推進方針

(公共建築物) 県産木材の安定供給に向けた取組(林道、作業道等の路網整備、機械化による生産性の向上、県産木材の加工・流通体制の整備等)を図りながら、「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、原則として木造化を図るとともに、内装等について、木材の利用が適切である部分における木質化を推進する。

(公共工事) 公共工事においては、「公共事業環境こだわり指針」の活用等により、自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めている。このため、木材の特性を生かせる施工箇所については、積極的に滋賀県産木材を利用する工法を採用する。

### (4) 新型コロナに対する安全確保

新型コロナウイルス感染症対策について、各施設では業種別ガイドラインに基づく感染防止策を徹底

## 7 費用の適切な再試算

### 対策後②(対策後①から、長寿命化対象外施設の更新・改修時期を調整)



所要額: 当面10年間 約360億円(36億円/年)

(1)+(2) R7までの所要額 約8.9億円

※ 県産木材の推進でかき増し経費が発生する場合には、琵琶湖森林づくり県民税を活用するなどにより調整。

老朽化対策への影響を勘案

県民ニーズに即した最適化を図るため、対策後③として、別途再試算

(1) ユニバーサルデザイン化

① ユニバーサルデザイン2020行動計画における位置づけ

- 身体障害(聴覚・視覚・内部障害、肢体不自由等)、知的障害、精神障害(発達障害を含む)など、様々な障害のある人も移動しやすく生活しやすいまちづくりが必要。
- トイレにかかわる不便さは、障害のある人の外出を妨げる大きな要因であり、改善に向けた取組が重要。

→ ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、公共施設におけるユニバーサルデザイン化を推進。

② これまでの取組状況

	施設数(※)	設置率	令和2年度の整備事業
エレベーター	168	57.7%	(エレベーター) 水口東中学校・高校
トイレ(車)	195	89.0%	(バリアフリートイレ) 水口東中学校・高校、河瀬中学校・高校、虎姫高校

※ 県民の利用に供しない職員住宅および更新(建替)等の施設は除く。エレベーターは平屋建てを除く。

(1) エレベーター

- 県が所有する建築物を調査したところ、多くの人が利用する施設全体(平屋建ておよび県民の利用に供しない施設は除く)のエレベーター設置率は約58%であった。
- エレベーター未設置の施設については、階段昇降機の設置や合理的配慮の提供により、対応しているところ。

(2) 車いす利用者対応トイレ

- 建築物全体の車いす利用者対応トイレの設置率は89%であり、必要性の高い箇所は概ね整備済みの状況。

③ エレベーターおよびバリアフリートイレ(多機能トイレ)に係る費用(試算)

◆ 前提条件

- 代替性が乏しく、令和7年度までに整備する必要性が高い施設については、積極的に推進。
- 利用者、立地、建物構造などによって事情は異なるため、画一的ではなく、各施設の状況に応じて検討。
- 多額の経費が必要であり、全てを実施することは困難であることから、真に必要な施設に限定。

<エレベーター>

- 不特定多数の利用が見込まれる庁舎等および県立学校(車いす利用等の生徒が未設置校に入学する場合)に整備。

<バリアフリートイレ(多機能トイレ)>

- 不特定多数の利用が見込まれる庁舎等および多様性への配慮などのため、未設置の県立学校に整備。

◆ 不特定多数の方が利用する施設のうち、物理的・人的制約等の理由で代替性が乏しく、令和7年度までに整備する必要性が高い施設について、必要な基數分整備すると仮定して、約5.0億円の所要額になると推計。

➡ (1) R7(2025年)までの推計所要額 約5.0億円 (約1.3億円/年)

(3) 県産木材の利用推進

① 構造別建築費の比較

- 彦根東高校特別教室棟、びわこ地球市民の森 森づくりセンターをモデルに、構造別に㎡当たり単価を比較。
- 試算の結果、低層の木造建築物は鉄筋コンクリート造および鉄骨造と同程度であることから、木造建築物は鉄筋コンクリート造等と比べて、必ずしも高くなるとは限らない。

	(㎡当たり単価)		
	木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
彦根東高校特別教室棟	240,004円	240,346円	238,195円
森づくりセンター	186,570円	190,603円	188,483円

※公共建築物の県産木材利用による意義と効果より

② 県産木材の推進に係る費用

公共建築物における滋賀県産木材の利用方針では、事業実施の各段階(構想・計画・設計・施工)から木造化促進アドバイザーの助言を受けるなど、適切な工法選択や木材利用により、工事費が増額にならないことを基本に検討。

かかり増し経費が発生する場合には、琵琶湖森林づくり県民税を活用するなどにより調整。

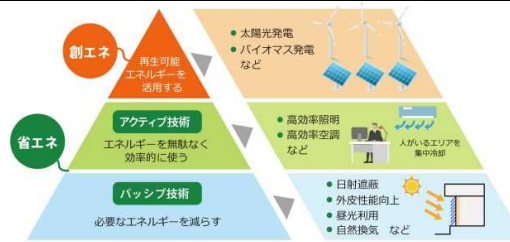
(2) CO2ネットゼロ

① 滋賀県CO2ネットゼロ推進計画での位置づけ

- 温室効果ガスの50%削減(2013年度比)を2030年の中期目標として設定。
- 県施設の省エネ化として、新築・更新施設における原則「ZEB Ready化」、施設改修時における計画段階からのさらなる省エネ化の検討を推進。

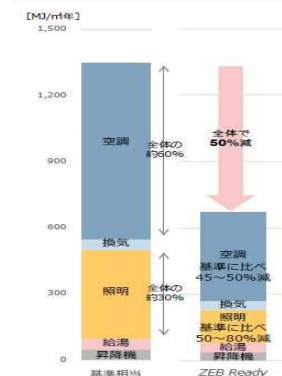
◆ ZEB Ready

- ZEB(年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ)を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化および高効率な省エネルギー設備を備えた建築物。
- 判断基準として、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合したものとされている。



※ZEB設計ガイドライン(ZEB Ready・中規模事業所編、ZEBロードマップフォローアップ委員会)より

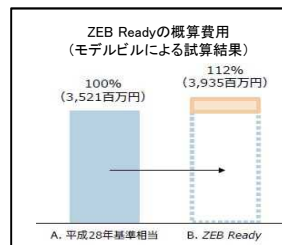
事務所ビルのエネルギー消費内訳(目安)



② 省エネ化に係る費用(試算)

◆ 前提条件

- 事業量は、県の更新・改修方針および予防保全計画から対象となる事業を抽出。
- 照明は予防保全ではなく事後保全で対応しており、長寿命化対策の対象外。
- <改修・予防保全>  
建築物省エネ法等に基づき、空調および給排水設備のエネルギー消費性能の向上を図る。
- <更新・建替>  
施設の更新(建替)に係る省エネ化について、「ZEB Ready」で積算。
- 概算費用は、ZEB設計ガイドライン(ZEB Ready・中規模事業所編)をもとに算出。(右図参照)



◆ 建築物の省エネ化による経費の推計

	(百万円)				(t-CO2)	
	工事費用(従来)	工事費用(省エネ含む)	差額(省エネ費用)	対象施設(例)	R1排出量実績	削減量(理論値)
改修	738	738	0	琵琶湖博物館、総合教育センター等	2,585	34
予防保全	735	735	0	びわ湖ホール、県庁、図書館等	3,098	90
更新・建替(ZEB)	3,250	3,640	390	東北部工業技術センター	130	65
合計	4,723	5,113	390		5,813	189

- ※ 工事費用(従来)は、更新・改修方針や長期保全計画に基づいて、省エネ化の対象となる令和7年度までの工事を抽出したものであり、全体の事業費を示したものではありません。
- ※ 更新・建替(ZEB)のR1排出量実績について、約3割に当たるOA機器分は除く。
- ※ R1排出量実績について、工事対象部分の排出量が不明の施設は、施設全体の延床面積を按分して算出。
- ※ 削減量は、対象施設全体における令和元年度のCO2排出量実績や対象工事をもとに、ZEB設計ガイドラインの削減率等を乗じた理論値として表記。
- ※ 改修・予防保全のさらなる省エネ化については、費用対効果を見極めた上での対応。

➡ (2) R7(2025年)までの推計所要額 約3.9億円 (約1億円/年)

※(参考)更新・建替(ZEB Ready)による光熱費削減の推計

(削減量の算出方法)



(光熱費削減の推計)

	削減見込量(kwh)	削減見込額(円/年)
更新・建替(ZEB)	158,370	△2,587,819

※ 削減見込量と金額はR1の実績から算出。  
※ 建替前と建替後における面積の増減は勘案していない。

- 全ての建替予定施設をZEB Readyにすると、施設全体で約78万kwh減少し、年間約258万円の電気代削減が見込まれるとともに、耐用年数を65年まで延伸することによって、約1.6億円の電気代削減に資するものと試算。

# 公共施設等マネジメント基本方針 見直しスケジュール（案）

	庁内調整	県議会・行政経営改革委員会	その他
～5月	<b>骨子案</b> マネジメント会議を経て、骨子案を作成		
6月	6月上：庁内調整(部次長-知事・副知事) 6月中：庁議(幹事会議-経営会議)【論議】		
7月		7/14: <b>特別委員会①</b> (R3見直しについて)	
8月		8/5: 行革委員会①(改定骨子案について)	
9月	<b>素案</b>		
10月	10月中：マネジメント会議	10/5: <b>特別委員会②</b> (R2年度取組状況について)	
11月	11月上：庁内調整(部次長-知事・副知事) 11月中：庁議(幹事会議-経営会議)【協議】	(11月下：議会等説明開始)	
12月		12/17: <b>特別委員会③</b> (素案について)	
R4.1月	1月中：マネジメント会議	1/13: 行革委員会②(素案について)	
2月	2月上：庁内調整(部次長-知事・副知事) 2月中：庁議(幹事会議-経営会議)【報告】		
3月		(3月中：議会等説明開始)P※必要に応じて 3/●: <b>特別委員会④</b> (最終案について)	
<b>改定決裁 → 公表(HP等)</b>			

(注) 「方針」 滋賀県公共施設マネジメント基本方針  
「特別委員会」 行財政・新型コロナウイルス感染症等危機管理対策特別委員会  
「行革委員会」 行政経営改革委員会